

令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について (中間とりまとめに向けての論点 (案))

1. 避難行動要支援者名簿及び個別計画に関する検討

<名簿の範囲と個別計画の関係>

- 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法において「自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する」避難行動要支援者に対して避難支援等を実施するための基礎とする名簿として作成されるものであるが、実態としては、「65 歳以上であること」を要件とするなど避難能力に着目しない要件を用いて作成されている場合もある。
- 災害対策基本法で規定する「自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する」避難行動要支援者については、最終的には、何らかの避難に関する計画（自主的に策定した避難計画、市町村による個別計画等）の策定が求められるのではないか。
- 一方で、「65 歳以上であること」など避難能力に着目しない要件等を用いて避難行動要支援者名簿を作成している場合、災害対策基本法で規定する「自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する」避難行動要支援者に該当しない者には個別計画の策定を必ずしも求めなくてもよいのではないか。

<個別計画の策定主体>

- 個別計画の策定主体は、現行の取組指針の定めと同様に市町村となるか。なお、実際に個別計画を策定する際には、避難支援等関係者などの協力を得て、策定されることとなる。

<個別計画の策定に関する規定の在り方>

- 現在の個別計画の策定状況を踏まえると、市町村によって取組の状況に差があり、市町村によっては、当分の間は新規策定を要する方が多数に上り、一時に策定するのではなく、各要支援者の置かれた状況等支援の必要性に応じて段階的に策定せざるを得ない市町村もあると考えられる。したがって、個別計画の制度上の位置付けの検討に当たっては、こうした市町村の実情にも配慮する必要があるのではないか。

<個別計画が対象とすべき発災後の期間>

- 個別計画には、自宅から避難先等への移動方法、移動の際の持出し品、避難先の条件などに関する情報が必要であるが、避難先等に到着して一定期間経過した後に必要となる情報等個別計画に記載を検討する情報として他には、どのようなものがあり、どのように取り扱われるべきか。

2. 福祉避難所等に関する検討

<福祉避難所の定義の明確化>

- 福祉避難所の基準については、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 1 号から第 4 号までの指定避難所の基準の次に第 5 号として規定されているが、その名称や定義については法令上規定されたものでない。
- 災害対策基本法において規定されている指定避難所は、指定に伴い公示される。このため、福祉避難所となる施設によっては、受入れを想定していない被災者等が多数避難してくることを懸念して、指定を受けない事例がある。
- 福祉避難所の位置付けを明確化した上で、福祉避難所としての指定を受けた施設ごとに、必要に応じて受け入れる対象者を限定して公示できることとすることは、要配慮者のニーズや受入施設の事情を考慮した福祉避難所の確保につながると考えられるか。

(参照条文)

○災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

(指定避難所の基準)

第 20 条の 6 法第 49 条の 7 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。